

令和元年 7 月 3 1 日

▼タイトル

市民の安全を守るため

危険なブロック塀の撤去が進んでいます

▼概 要

昨年の大阪北部地震の際に高槻市で起きたブロック塀倒壊による死亡事故を受けて、高島市では今年度から危険なブロック塀撤去に向けた支援を行っています。

広報誌や空き家対策部署と連携して周知することにより、現在は多数の問い合わせと数件の申請を受け付けています。

更に市民の方へ周知することを希望し、近日中に撤去工事予定の案件もあることからプレスリリースを行います。

▼補助制度 危険なブロック塀撤去費用の3分の2（限度額10万円）を補助

▼申請状況 交付決定3件（7月29日時点）

- ・申請① 所在地：新旭町（深溝）
所有者：市内在住（ブロック塀は住居に併設）
状 況：撤去済み
- ・申請② 所在地：今津町（弘川）
所有者：市外在住（ブロック塀は空き家に併設）
状 況：8月初旬撤去予定
- ・申請③ 所在地：朽木
所有者：市外在住（ブロック塀はセカンドハウスに併設）
状 況：8月中頃撤去予定

※申請①②については、取材・コメントの対応可能との返答をもらっています。
（場所の詳細・連絡先を希望される方は下記へお問い合わせください）

▼問い合わせ先

- 所 属：都市整備部 都市政策課
- 担 当：岸本
- 電話 番号：0740（25）8571
- ファックス：0740（25）8572